

別紙様式1
平成17年12月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額	随意契約によることとした理由	備考
1	貿易統計データベース提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月1日	倉石 文彦 （千葉県市川市国分2-4-8）	1,115,914	当該サービスを提供しているグローバル・トレード・インフォメーション・サービス社の、日本における唯一の公式販売店となっているのが倉石氏であることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
2	「平成18年度 種試験採用パンフレット」のデザイン作成業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月2日	藤庄印刷株式会社	1,535,100	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものとして選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	電子入札システム修正等業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月7日	日本電気株式会社 （東京都港区芝5-7-1）	840,000	この既存システムは、日本電気株式会社がカスタマイズし導入したものであり、プログラム全体の互換性を短期間で確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
4	大阪地方裁判所平成17年（行ウ）第125号配当計画取消請求事件、その上訴事件及び関連事件並びにこれら事件に係る法的問題についての法的助言を求める業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月7日	西村ときわ法律事務所 （東京都港区赤坂2-6-1）	1,500,000	当該訴訟案件で当省と連名の被告である経済産業省も同事務所と契約しており、連携を図る必要があることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
5	「農林水産大臣新春対談」紙面作成業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月21日	(株)日本農業新聞 （東京都台東区秋葉原2-3）	4,620,000	日本農業新聞は、農業の専門誌であり、農業関係新聞としては最も発行部数が多いため、効果的な広告・宣伝ができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
6	農林水産省情報公開手続オンラインシステムに関するソフトウェアサポート更新業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月20日	(株)カナデンテレコムエンジニアリング （東京都港区芝大門2-6-1）	1,367,100	当該システムのソフトウェアの更新は、当初購入ルートを通じなければならぬことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
7	海外研修員DVD製作業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月22日	(社)農林放送事業団 （東京都港区赤坂1-9-13）	5,700,000	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものとして選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
8	農林水産省統計・情報センターウイルス対策ソフト更新業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月22日	日本電気株式会社 （東京都港区芝5-7-1）	2,205,000	地方LANシステム及びウイルスソフト等を構築・基本設計したのは日本電気株式会社であり、内容を熟知し、本業務をもっとも適格かつ効率的に実施できることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
9	平成17年度農林漁業者等向けテレビ放送業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月22日	(社)農林放送事業団 （東京都港区赤坂1-9-13）	48,700,000	企画案を公告により募集し、審査の結果、契約相手方の提案内容が当省の期待する最も優秀なものとして選定され、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
10	口蹄疫不活性化予防液の通関、運送業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月22日	メリアル・ジャパン(株) （東京都千代田区2-14-2）	1,562,800	温度管理に配慮しつつ、安全かつ速やかに当該業務を遂行できるのは、口蹄疫予防液の納入業者しかなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
11	「MAIN MATE MultiScreen」情報提供業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 小林裕幸（東京都千代田区霞が関1-2-1）	平成17年12月25日	(株)時事通信社 （東京都中央区銀座5-15-8）	1,071,000	当該サービスを運用提供している業者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	

12	物品管理事務システム修正等業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸（東京 都千代田区霞が関1 - 2 - 1）	平成17年12月22日	NECネクサソリューションズ （東京都港区三田1 - 4 - 28）	11,025,000	この既存システムは、NECネクサソリューションズが開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
13	花き調査集計プログラム等修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸（東京 都千代田区霞が関1 - 2 - 1）	平成17年12月27日	(株)リコー （東京都大田区中馬込1 - 3 - 6）	23,440,200	この既存システムは、(株)リコーが開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
14	生産農業所得統計集計プログラム等の修正業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸（東京 都千代田区霞が関1 - 2 - 1）	平成17年12月27日	(株)日立製作所 （東京都江東区砂1 - 6 - 27）	55,457,325	この既存システムは、NECネクサソリューションズが開発したものであり、プログラム全体の互換性を確保することができることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	
15	平成17年度海外情報分析・国際相互理解促進事業のうち海外情報分析委託事業（自由貿易協定情報調査分析検討）一式	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経 理課長 小林裕幸（東京 都千代田区霞が関1 - 2 - 1）	平成17年12月20日	ピー・アイ・エーリミ テッドライアビリティカ ンパニー（東京都中央区 新川1 - 10 - 12 第 3石橋ビル）	3,812,000	本事業による調査・分析・検討は、協定交渉への適時適切な対応には必要不可欠であり、交渉相手国の生産構造、輸出余力、政治状況等の諸事情について情報を収集するための能力のある相手方と契約を締結する必要がある。これは会計法29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）に該当することから随意契約とした。	
16	動物用医薬品承認・許可基準普及委託費	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 （東京都千代田区霞が 関1 - 2 - 1）	平成17年12月1日	社団法人日本動物用医薬 品協会 （東京都中央区日本橋本 町4 - 6 - 10）	7,946,000	本委託事業により、製造所の認定、製造所における動物用医薬品GMP（動物用医薬品の製造管理又は品質管理の基準；承認要件）への適合性の調査等のガイドラインを作成し、その英訳版等を外国の製造業者に示すことにより、既に施行されている承認・許可手続きの円滑な運用を早急に行う必要がある。このガイドラインをより実態を踏まえた実効性のあるものとするため、動物用医薬品の製造に精通し、それに関して深い知識経験を有するのは、(社)日本動物用医薬品協会のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
17	有害物質リスク管理等委託事業（総水銀及び総ヒ素の実態調査）	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 （東京都千代田区霞が 関1 - 2 - 1）	平成17年12月16日	財団法人日本食品分析セ ンター （東京都渋谷区元代々木 町52 - 1）	32,129,727	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	
18	有害物質リスク管理等委託事業（ダイオキシン類の実態調査）	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全 局長 中川 坦 （東京都千代田区霞が 関1 - 2 - 1）	平成17年12月16日	財団法人日本食品分析セ ンター （東京都渋谷区元代々木 町52 - 1）	14,103,400	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者が無かったことから、予決令第99条の2に該当するため。	
19	平成17年度全国都市再生モデル調査（首都圏4市と連携した体験・交流促進事業の推進に関する調査）委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局 長 川村 秀三郎 （東京都千代田区霞が 関1 - 2 - 1）	平成17年12月2日	財団法人 川上村振興公 社 （長野県南佐久郡川上村 大深山542）	6,209,000	本事業については、内閣府都市再生本部において、応募を踏まえ、同者の企画を採用済みであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	

20	平成17年度農村地域におけるバイオマス利活用施設整備にかかるPFI手法活用促進調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月7日	社団法人 地域資源循環技術センター (東京都港区芝大門1-1-3 日本赤十字ビル)	13,529,000	<p>本事業は、バイオマスの賦存量が大きいといわれる農村部に着目して、農村集落から出る生ごみ、家畜糞尿、食品加工残さ、農業集落排水汚泥及び稲わら等農作物残さなどのバイオマスを地域で自ら活用するシステムづくりをPFI手法により効率的に実施させることを促進させようとするものである。</p> <p>委託内容としては、農村から発生するバイオマスの種類及び利用形態に応じて、農村地域におけるPFI導入の可能性にかかる検討を行い、PFI導入効果の高い活用システムの提案及びそれを仕組むに当たっての留意点等を市町村等へ提示するものである。</p> <p>検討に当たっては、単年度の限られた期間内で効率的に業務を遂行し、最大限の成果を上げなければならないことから、過去の委託事業により作成した「農業集落排水施設整備におけるPFI実施マニュアル(案)(以下、集排PFIマニュアル)」を活用して検討を進めるものとし、集排PFIマニュアルの作成過程で得られた成果や技術を活かすことにより、本件委託事業の円滑かつ効率的な実施が可能である。</p> <p>このため、本事業を円滑かつ効率的に実施できるのは、集排PFIマニュアルの作成者であり、内容を熟知し、その検討過程で得られたノウハウを有する唯一の者である社団法人地域資源循環技術センター以外に考えられないため。(会計法第29条の3第4項)</p>
21	平成17年度津波災害軽減方策検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月12日	財団法人 沿岸技術研究センター (東京都港区集町3-16 住友半蔵門ビル6F)	8,610,000	<p>本事業は、スマトラ沖地震津波を踏まえ、水流・水圧等の津波エネルギーを加味した従来よりも高度化された津波シミュレーションを行い、結果を基に海岸保全施設等による沿岸部の防災機能と避難施設等による背後地の防災機能の最適な組み合わせによる効率的・効果的な被害軽減方策を検討するものである。農村振興局が所管する農地海岸は、干拓地のように低平地が多いことから、避難対策と併せて津波襲来後の排水対策の検討を行う。津波シミュレーションは本事業の幹事である国土交通省港湾局が行うこととなっており、既に(財)沿岸技術研究センターと委託契約をした。本事業はその成果を前提に実施するものであることから、同法人が行うことが合理的であるため。(会計法第29条の3第4項)</p>
22	平成17年度既存ストック等の効率的管理による環境の保全・再生・創出方策検討調査委託業務一式	支出負担行為担当官 農林水産省農村振興局長 川村 秀三郎 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月22日	社団法人 農村環境整備センター (東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル)	9,376,000	<p>本事業は、農業水利施設等についてエコロジカルネットワーク(生物の生息域と移動経路から構成)の形成など良好な環境を創出するための整備手法と、それら施設の適切な維持管理の手法を検討するものであるが、本事業を適切に実施するためには、農村環境の特徴に精通するとともに、農村地域に生息・生育する生物、農業生産活動及び農業農村整備事業についても精通している必要があり、また、本事業は平成16年度に実施した「エコロジカルネットワークの構築に向けた公共事業連携方策検討調査」に引き続いて実施するものであるが、昨年度においては聞き取り調査や既存の環境に関する資料を活用してエコロジカルネットワークの構想案を作成する手法について検討し、今年度においては、昨年度調査の手法を踏まえ構想案からエコロジカルネットワークの整備を推進していくための取り組み手法について検討するものである。これらの調査結果は平成19年度に策定される国土形成計画の検討に反映されることとされており、平成16年度及び17年度において各省庁が同一の視点と統一性を持って連携して実施する必要があることから、上記調査を熟知している必要があるため、本事業の成果を達成できるのは同調査を実施している同センター以外に考えられないため。(会計法第29条の3第4項)</p>
23	平成17年度森林病虫害等国営防除事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田 直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月5日	宮城県 (宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号)	8,500,000	<p>この業務については、森林病虫害等国営防除事業委託要領に基づき実施するものであり、本要領第1においても委託先を都道府県と限定しており競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。</p>

24	平成17年度既存ストック等の効率的な管理による環境の保全・再生・創出方策検討調査	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月5日	社団法人 日本森林技術協会 (東京都千代田区六番町7番地)	9,651,000	本調査は、エコロジカルネットワークの構築という視点から、森林内の生態系や動植物等を定性的かつ定量的に評価するための広範な知識を持つとともに、森林航測や森林GIS等に関する高度な知見と技術で森林データ等を解析し、これに基づき現地調査を実施する能力を有する必要がある。また、16年度に実施したエコネット調査と同一の視点と統一性を持たせる必要があるため、事業の特殊性、専門性及び継続事業で前年度まで事業を実施した者に行われた場合は履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施が確保できる等有利と認められる場合に該当することから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
25	平成17年度森林病虫害等国営防除事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月12日	岩手県 (岩手県盛岡市内丸10番1号)	17,000,000	この業務については、森林病虫害等国営防除事業委託要領に基づき実施するものであり、本要領第1においても委託先を都道府県と限定しており競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。
26	山火事予防ポスター	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月15日	財団法人 林野弘済会 (東京都文京区後楽1-7-12)	1,724,971	山火事予防ポスターは、(財)林野弘済会で、山火事予防の意識と活動の啓発をはかることをねらいに、毎年、全国の中学校・高等学校の生徒から山火事予防ポスター用原画と標語を、一般の方から標語を募集している。林野庁は、入賞者のうち農林水産大臣賞を受賞した図案を原画とするポスターを、(財)林野弘済会から購入し、各都道府県に配布している。以上のことから競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するため。
27	災害対策関係対策調査(海岸林の津波減災効果に関する調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月20日	財団法人 水利科学研究所 (東京都文京区後楽一丁目7番12号)	13,008,000	本業務は、海岸林のもつ津波の流速低下と破壊力減少や漂流物移動阻止などの津波減災機能を効果的に発揮させるため、効率・効果的な海岸林の配置・構成等を検討するとともに関係する省庁と連携し避難行動支援策や避難時の安全確保対策との連携のあり方について取りまとめ、海岸林の造成整備や防災計画の推進に資することを目的としており、海岸地域の社会的要請や治水等海岸保全、利活用全般に関する高度な知識を有していることが必要であり、事業の専門性・特殊性及び緊急に行わなければならない事業であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
28	平成17年度ジュゴン保護対策調査委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月1日	社団法人 日本水産資源保護協会 (東京都中央区勝どき2-18-1黎明スカイレジタルビル西館303-2)	38,911,000	本事業を行うためには、ソナー及び水中カメラ等を使用した総合的なシステム開発を行うための高度な技術及び沖縄周辺海域での熱帯性海草の生育状況等の生態に関する専門的な知見が必要である。 社団法人日本水産資源保護協会は、これまで、魚群探知機等による各種監視システムの開発及び熱帯性海草の移植による藻場の造成等といった数多くの調査・研究を手がけてきており、本事業についても、平成13年度の事業開始以来4年にわたって専門的な技術や知識をもつ内部の人材を活用しつつ実施してきた実績を有している。 また、平成17年度においては、これまでの成果をふまえた実証試験段階を迎える部分も多く存在するため、本事業に必要なノウハウを有し、本事業を効果的・効率的に実施できる唯一の団体である社団法人日本水産資源保護協会と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。

29	平成17年度水門・陸閘等管理システム調査委託業務一式	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月14日	財団法人 漁港漁場漁村技術研究所(東京都千代田区内神田1-14-10東京建物内神田ビル)	6,550,000	<p>本事業については、背後地が狭隘でかつ資産が密集し、常に津波や高潮等海岸災害の危険性に晒される漁港や漁村集落の立地条件や居住形態、就労形態に関する総合的な知識を有すること 漁港や漁村集落の防護を主に行う漁港海岸事業に関する高度かつ専門的な知識を有すること 漁港や漁村集落における水門・陸閘の適切な維持管理手法や老朽化対策に関する高度かつ専門的な知識を有すること、等が必要である。</p> <p>当該団体は、漁港施設の建設及び漁村環境の整備に係る科学技術に関する調査、研究及び開発を行うことにより、より機能性と安全性を備えた漁港の建設と豊かな漁村の整備を推進することを目的とする法人であり、漁港海岸事業や水産基盤整備事業の施設整備に関する業務に、多くの成果をあげてきた実績を有する。また、これまでもモデル地区における水門や陸閘等の整備や維持管理に関する評価及び課題の抽出、これらを踏まえた防災対策計画の提案、高齢化の進行等を踏まえた手動式水門や陸閘等の段階的な自動化・遠隔操作化の必要性の整理等を行うなど、本調査を効率的かつ効果的に実施し、本事業目的を達成できる唯一の団体である。</p> <p>このため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、当該法人と随意契約を行うものである。</p>
30	漁業取締船白萩丸発電機関及び減速機関部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月5日	那の津エンジニアリング株式会社(福岡県福岡市中央区港3-1-65)	9,905,877	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。
31	漁業取締船白鷗丸主機関部品	支出負担行為担当官 水産庁長官 小林芳雄 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年12月5日	那の津エンジニアリング株式会社(福岡県福岡市中央区港3-1-65)	5,185,073	本調達品については、メーカーが指定する左記契約業者のみが行っており、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。

(1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

(2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。